

カナダにおける「法資料へのアクセス」と「法の支配」の一断面
—*CCH Canadian Ltd. v. Law Society of Upper Canada*を例として—

佐藤信行

Access to Legal Materials and Rule of Law in Canada: A Study of CCH
Canadian Ltd. v. Law Society of Upper Canada

SATO, Nobuyuki

In 1999, Federal Court of Canada (Trial Division) delivered the opinion on *CCH Canadian Ltd. v. Law Society of Upper Canada*. Law Society of Upper Canada (hereinafter "LSUC") provided copies of legal materials held by its "Great Library" to the members. Major legal publishers claimed a declaration that the LSUC had infringed plaintiff's copyright. The LSUC submitted that "public interest" is a defence based upon general principle of common law and Canadian Charter of Rights and Freedoms. One question in this case is whether the LSUC's duty to maintain "due administration of justice" and "rule of law" override plaintiff's copyright or not.

In this paper, the author examine the both parties' argument on this point and try to find the LSUC's argument is not based upon "citizen's interest accessing legal materials" but upon very traditional sense of "access to justice through lawyers."

はじめに

判決を第一次的な法源とする判例法主義の下においては、個々の判決それ自体—厳密にいえばそこに含まれるratio decidendi—が直ちに法となることから、判決文へのアクセスを確保することは極めて重要な課題である。しかしながら、当事者間の紛争解決を第一次的な目的とする裁判においては、判決文は当事者に交付されることは当然であるが、それを公開しその利用に供することが、一般に、裁判所あるいは政府の当然の役割であると認識されてきたわけではない。確かに今日では、多くの法域において、インターネット、とりわけ wwwを利用した裁判所自身による判決文の公開等が行われているが、過去においては、私的判例集が判決へのアクセスを提供するほぼ唯一の方法であ

った時代・法域もあり、また今日でもなお、全ての判決が公式に裁判所から公開されている訳ではない。むしろ、いわゆる「判例集の危機」(volume crisis) を背景として、「公式に」刊行される判決数は制限される方向にある。

こうした状況は、各法域において、複雑な問題を引き起こしている。例えばアメリカ合衆国では、裁判所によって公式に刊行されていない判決 (unpublished decision) が、商業データベースに登載されている場合に、これを先例として引用することを裁判所規則で禁止することが許されるかが憲法問題にまで発展している。⁽¹⁾

他方で、カナダにおいては、その著作権法が、イギリスから引き継いだ伝統的な政府著作権 (Crown Copyright)⁽²⁾ を認めていたために、著作権法との関係で問題が論じられることが多い。特に、判決・法令といった一次資料についても政府著作権を認めていること、従って、法令・判例の複製について原則として政府の許諾を必要とし、また、政府はこの複製に課金することが可能であるという制度の妥当性については、かなり広範な議論が存在するところである。⁽³⁾ 現実にカナダでは連邦政府は、1996年のReproduction Federal Law Order⁽⁴⁾ で連邦の法一次資料については、許諾及び課金なしでの複製を認めているが、これはいわば連邦政府の好意に過ぎないために、政府方針の変更の可能性⁽⁵⁾ が否定できないし、また、多くの州はこうした制度を採用するに消極的なのである。⁽⁶⁾

ところで、1999年末、カナダ連邦裁判所事実審理部は、*CCH Canadian Ltd. v. Law Society of Upper Canada*⁽⁷⁾ に判決を下した。この事件は、私企業たる出版社の判例集を弁護士会が複写して会員に交付することが著作権侵害にあたるか、あるいは逆に、こうした複写サービスを行うことが法の支配を維持するという公益や、司法へのアクセスという憲法的価値によって許容されるべきなのかが争われたものである。裁判所の判断自体は、著作権法の技術的解釈を基礎に構成されているために、憲法論や法源論レヴェルでの議論が十分ではないことは否定できないが、当事者の主張等には興味深いものがある。そこで、本稿では、この判決の紹介を通じて、法資料へのアクセス問題の一端を検討してみることしたい。

1. *CCH Canadian Ltd.*事件の概要

カナダ・オンタリオ州の弁護士会であるLaw Society of Upper Canada (LSUC) は、かねてより主として会員用の図書館として "Great Library" を運営しているが、1954年に蔵書である法律出版物の会員に対する複写サービスを開始し、また、1988年からはファックスによる提供サービスをも行ってきていた。LSUCは、1996年になって複写サービス利用基準として "Access to the Law Policy"⁽⁸⁾ を定め、爾後は同基準によって複写の可否を判断してきたが、これは、利用者に対して複写を必要とする理由の開示を求め、

かつ、この理由が、研究、論評、私的な研究又は批判、法廷又は政府手続での利用のいずれかに合致する場合にのみ、複写1部を交付するというものであった。また、この複写は、利用者の実費負担で行われており、LSUCに利潤を生み出すものではなかった。なお、図書館内には、利用者用の硬貨及びプリペイド・カード式のコピー機も設置されていた。

こうした状況の下で、CCH Canadian Ltd., Thomson Canada Ltd. c.o.b. Carswell Thomson, Professional Publishing, Canada Law Book Inc. といったカナダの主要な法律出版社は、後に訴訟を提起することの前提として、次のようなことを行ったのである。

まず、1993年に、あるLSUCの会員に依頼して、Great Libraryに対して、ある判例集に登載されている判決、判決要約、法律教科書の一部の複写請求を行わせた。また、1998年にも同様にして、ある項目インデックスの複写を請求させた。これに対して、LSUCは、複写を行い、郵送・手交・ファックス等の方法で依頼者会員に資料を交付したのである。

そこで、上述の出版社が原告となり、ある判例集に登載されている判決、ヘッドノート、注釈付き制定法、判決要約、書誌情報、法律教科書及び単行本について、(1)原告が著作権を有することの宣言、(2)被告LSUCが当該著作権を侵害したとする宣言等を求めて、カナダ連邦裁判所事実審理部に訴訟を提起した。これに対して、LSUCは、原告の主張を包括的に否定する宣言を求める反訴を提起して対抗した。

ここで原告及び裁判所の分類に従って、問題となっている出版物を整理すれば次のとおりである。

- (a) 判例集に含まれるある刊行された判決（これにはヘッドノートなどの出版社による付加情報が含まれる）
- (b) ある刊行された判決中のヘッドノート（キャッチワードなどを含む）
- (c) 注釈付きの法令（コメントリー、サイテーション、要約、関連判例法を含む）
- (d) ある判例の要約（短い梗概とサイテーションからなる）
- (e) 判決の内容分類インデックス
- (f) 教科書及び単行本

この訴訟は、基本的には、カナダ著作権法の解釈にかかるものである。とりわけ、ファックス機器のメモリーにデータを読み込ませることが、著作権を侵害する「複写」であるか否かといった点については、極めて技術的に興味深く、また難しい同法解釈上の問題を含んでいる。

しかしながら本稿が論じようとするのは、こうしたカナダ著作権法の細部にわたる技

術的な解釈問題ではない。実際に、LSUCは、著作権法の個別の解釈にかかる反論に加え、法の支配や司法へのアクセスといった憲法上の価値から反論を行っているが、本稿が主として問題としようとするのは、まさしくこうした点である。

2. 判決の概要

カナダ連邦裁判所事実審理部の判決は、基本的には著作権法の解釈問題として事案を処理している。すなわち、問題となっている出版物を、(a)(b)(d)(e)と(c)(f)の2つのグループに区分し、前者についてはカナダ著作権法上、著作権を認定するために必要な「オリジナリティ」の要素である「創造性 (imagination)」ないしは「創作性 (creative spark)⁽⁹⁾」を認めることができないとし、後者についてはこれを認めたのである。これにより、原告の請求は、全部で6 カテゴリーある出版物のうち、2 カテゴリーについてのみ認められることとなった。

判決は、このように、著作権自体の存否という、いわば入口で問題を処理したために、LSUCが主張する憲法論等については、限られた分析しかしていないことは否定できない。しかしながら、そこには、大きな問題の萌芽が含まれていると思われる所以、以下若干冗長となるきらいはあるが、判決の部分訳を含め紹介する。

まず、裁判所の要約によれば、LSUCが複写サービス等を提供していることの「公共の利益性」について、LSUCは、著作権法の解釈などとは別に、次のような主張を行っている。

.....

[66] 被告代理人は、制定法とは別の、コモン・ロー上的一般原理に基づく反論として「公共の利益」を主張する。代理人は、これをもって、個人又は団体が、本来であれば有する著作権を含む諸権利を覆すものとするのである。被告代理人は、被告の公共の利益が、原告側の「不公平さ」に依存しているものではないことを主張するために、*Lion Laboratories Ltd. v. Evans*, 32 [1985] 1 Q.B. 526(C.A.) at 550.32 の Griffiths 候の判示を引用する。すなわち、

私は、まさしく、公共の利益という反論が、信用毀損 (breach of confidence) について成立すること、また、多少権威性の点で問題があるにせよ、著作権侵害についても拡張可能であることを信じる……私は、この反論が原告の側に不公正な行いがあった事件に限定して用いられるべきとする、有効な理由を見いだすことができない。

[67] 代理人は、原告の側の「不公平さ」や「不公正な行い」というよりも、争わ

れている著作権侵害が、原告の利益を上回る十分に重要な公共に向けられた利益である複写にかかるものであることが示されねばならないとするのである。……

[68] ……被告代理人は、本件事実に対して、被告側が有する優越する公共の利益として、司法の適正な執行 (due administration of justice)、法の支配 (rule of law) の維持確保及び基本的な憲法上の価値を広めることを主張する。代理人は、この優越的な公共の利益は、とりわけ、平等で、制限を受けない法へのアクセスによって支えられるものであり、原告の判例集に含まれる個々の判決に対する独占的な権利が認められることになれば、危機に瀕すると主張するのである。⁽¹⁾ ……

要するにここでの被告側の主張は、オンタリオ法が判例法主義に基づくものであることを前提として、その法源たる判例へのアクセスを確保することが、被告の任務であり、そこに公益性を見いだすことができるとするものである。

これに対し、裁判所の要約によれば、原告は次のように反論する。

[89] 原告代理人は、本件出版物の著作権を被告に対して主張することを妨げるような、優越的な公共の利益や公共政策は存在しないと主張する。代理人によれば、原告は、被告がユニークな対抗サービスを提供すべき、カナダにおける法律情報提供の独占を行っているわけではない。代理人は、カナダには原告以外の多くの法律出版社が存在すること、オンタリオ及びカナダ全体を通じて、Great Libraryほどの深みのある資料がないにせよ、オンタリオの実務法曹が一般的に探し求める、広くしかし多種多様な法律資料—これには原告のものも含む—を保有する図書館などの他の法情報源が存在することを主張する。

[90] 代理人は、被告の会員や一般公衆は、被告の複写サービスを利用する必要がなく、また利用しておらず、法にアクセスするために、排他的にこれに依存することなどないと主張する。むしろ、原告の著作権が被告に対して認められることで、被告の会員は、法にアクセスし続けることが可能となり、司法の執行や法の支配が減じられることはないと主張する。……

本来、本件は法へのアクセスに関するものではない。証拠によれば、被告の会員等は、判例集や他の法律資料に対して、被告以外の多くの情報源からアクセスすることができるるのである。これらの情報源の中には、原告が出版した判例集の複製、また法律資料の抜粋を認めるライセンスに基づく文書デリバリー・サービスも含まれている。

本質的にいって、本件は、ライセンス料支払いに関するものなのである。

[91] 同様に、もし原告が勝訴したとしても、被告の会員等は、研究や法廷での利用を含め、司法の執行という文脈で、原告が出版した法律資料の利用を禁じられることはない。最悪の場合でも、相対的に高額なコストを支払って、別の情報源に依存することを強いられるのみであることが主張される。

[92] さらに、代理人は、法廷に提出された証拠に照らせば、明らかに、Great Libraryは、被告の会員自身によってその利用又は便宜のために、管理され、かつ、直接又は間接に統制されているのであって、間接的にしか、公衆の便宜あるいは公衆の利益のためには管理・統制されていないことを主張する。証拠によれば、Great Libraryは、「公衆又は研究者に開かれた図書館」ではなく、むしろ、公衆や研究者のうち限られた者のみの図書館である。⁽¹²⁾ ……

次に、被告及び原告は、裁判所が本件を処理するについて、1982年カナダ権利自由憲章を根拠法として用いるべきかどうかについても対立する。まず被告は、次のように主張するが、この争点は、やや複雑な立論に基づくものである。そもそも本件は、コモン・ローではなく制定法上の権利である著作権について、インジャンクションが求められている事案であり、これを発するかについては裁判所の裁量的判断の余地が大きいことが前提とされている。そこで、原告は、カナダ著作権法それ自体について、カナダ権利自由憲章侵害を主張するのではなく、本件を処理するについての裁判所の裁量権が、憲章上の価値によって枠づけられているとの主張をするのである。すなわち、

[84] 被告代理人は、当裁判所がその裁量権を行使するに際して、憲章上の諸原理及び価値を適用するべく拘束されていると主張する。代理人は「本件における核心的な至高の憲法上の価値とは、司法へのアクセスである」とする。代理人によれば、司法へのアクセスは、法の支配によって輪郭づけられ、また助長されるものであり、これは憲章第2条(b)、第7条及び第15条が規定する権利や自由によって保障され、また逆にこれらの条文は、司法へのアクセスに基づくものなのである。

[85] 代理人は法廷に提出された証拠に基づき、原告に有利に法情報源の独占権を認めるならば、法情報源へのアクセスを含む司法への阻害されないアクセスという法の支配の命じるところに直接に反すると主張する。代理人によれば、このような阻害されないアクセスというものは、裁判所へのアクセス及び法システム一般へのアクセスという権利が絵に描いた餅とならないこと、また、個人が、法システムの中で完全かつ平等に活動しうることを確保するための本質的要素なのである。

[86] 繰り返すならば、[被告側は、] このような一般原則に即して、当裁判所が、

原告に有利なインジャンクションを発することをしてはならず、また、被告が求める宣言的救済を与えなければならないと主張するのである。⁽¹⁴⁾

これに対して原告の反論は、要するに、被告が憲章問題を論じるスタンディングを有しないとするものである。このことは、原告側が、Great Libraryだけが唯一の法情報へのアクセス方法ではないと主張することとリンクしていると思われる。すなわち、本来、司法へのアクセスを主張すべきなのは、会員等の市民であり、Great Library自体は、法情報へのアクセスサービスを提供しているに過ぎず、また、その機能を唯一独占的に提供しているのではないからである。なお、原告は、当然に実体論としても、憲章違反は生じていないと主張する。

これに対して、裁判所は次のように判示した。まず公共の利益については、次のように述べる。

[168] 被告は、少なくともオンタリオ州においては、その司法の執行における役割に関して、また、そのGreat Libraryの司法の執行にかかる本質と貢献に関して、歴史的にみても現在の実務慣行からみても、間違いなくユニークな存在である。しかしながら私は、その被告の役割が、Great Libraryに関する限り、本件出版物にかかる原告が保有しあるいは保有するであろう著作権に優越すると確信することはできない。換言すれば、私は、司法の適正な執行、法の支配の維持管理、相対的に平等で制限を受けることのない法へのアクセスを通じて基本的な憲法的価値を広めることにかかる公共の利益が、本件出版物にかかる原告が保有するとされる著作権の利益を認め、また司法的に執行することによって重大な侵害を受けることになると確信することはできない。さらに、原告によって出版された判決理由に関して原告の著作権を認めたとしても、特に本件で問題となっている判決理由について言えば、これらの判決理由を原告が整理したことのみをもって、その排他的著作権を認めることに等しいとはいえない。これは、ヘッドノート、キャッチライン等を付加するか、あるいは編集による変更を加えるか、あるいはその両方を行っているかに関わらず同様である。……

[169] 要するに、私は、法律問題についての原告の反論書面に含まれる結論に同意するものである。……すなわち、

本来、本件は法へのアクセスに関するものではない。証拠によれば、被告の会員等は、判例集や他の法律資料に対して、被告以外の多くの情報源からアクセスすることができるるのである。これらの情報源の中には、原告が出版した判例集の複製、また法

律資料の抜粋を認めるライセンスに基づく文書デリバリー・サービスも含まれている。

本質的にいって、本件は、ライセンス料支払いに関するものなのである。[との結論である。]

[170] ここで問題となっている原告の出版物の著作権を仮定してみても、当法廷に示された証拠からは、(1)複写サービスを可能とするライセンスが、合理的に利用できるよう原告から被告に付与され得ない、(2)これらのライセンス料が、公共の利益を侵害し、あるいは公共政策に反するほど抑制効果が高いものである、といったことは全く示され得ない。要するに、著作権ライセンス料が公平かつ合理的となるメカニズム⁽¹⁵⁾が存在しているのである。

第2に裁判所は、カナダ権利自由憲章については、被告の憲法問題主張適格一般は否定せず、次のように判例を引用する。

[183] ……*Hy and Zel's Inc. v. Ontario (Attornet General); Paul Magder Furs Ltd. v. Ontario (Attorney General)*, 100[1993]3 S.C.R. 675, 107 D.L.R.(4th) 634で多数意見を執筆したMajor裁判官は688頁で次のように述べる。

民事訴訟において憲章上の論拠に基づいてある立法の憲法適合性を争う当事者の能力を確立することは、刑事訴追の場合よりも困難である。上告人は、憲章問題を提起するスタンディングを確立する責任を果たさなければならない。

私は、憲章上の論拠に基づく立法の憲法適合性ではなく、パーマネント・インジャクションのような特定の救済を得るために立法の妥当性や、当該立法によって付与される権利にかかる訴訟上の攻撃についても、同様のことが言いうると解する。

[184] Major裁判官は、690頁で次のように続ける。

当裁判所の従前の判例によれば、本件のように当事者が自らについて憲章上の権利侵害を主張せず、他者について主張する場合、(1)当該制定法の有効性について重大な問題が存在すること、(2)上告人が当該制定法によって直接影響を受けるか、又は、その有効性につき純粹な利益を有すること、(3)当裁判所で当該制定法の有効性を論じる他の合理的かつ効果的な方法が存在しないことを要件として、当裁判所は民事訴訟上の適格を認める裁量権⁽¹⁶⁾行使しうるのである。

そしてその上で、本件につき次のように論じる。

[188] 私は、被告側は憲章問題を提示するより効果的な手段が存在すると解する。すなわち、次の点に関して、訴訟当事者が、彼／彼女の憲章上の権利又は自由の侵害を手続上主張することである。

- ・オンタリオ州全体にわたって利用可能な図書館資源に不平等が存在し、よって訴訟当事者が効果的な代理を得ることができないこと
- ・被告あるいは同様のサービス提供者の複写サービスによる法情報へのアクセスの不平等を、⁽¹⁷⁾訴訟当事者の代理人が埋めることができないこと……

3. 問題の検討

周知のように日本では、著作権法第13条によって、法令や判決それ自体は著作権及び著作者人格権の目的とならないことが明文で規定されている。法令は、それ自体が国民に周知徹底されるべき性格のものであること、判決は何人によっても自由に利用できる状態に置く必要があることが理由であると解されている。

もとより、これらを素材とする、例えば法令の内容を説明するための図表等については、別途著作物性を認めうるのも事実である。ただしこの点についても判例は、ある法令について「条文に従い、手続の流れに沿って整理し、各規定の内容を要約して記載したものをブロック化して配列したものにすぎず、創意工夫がこらされたものとして著作者の個性が表出されているものとは認め」られないとの判断を示したことがある。⁽¹⁸⁾ 著作権法は、権利の目的となる著作物について「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と規定するから、法令や判例については、その説明に体系性や正確性を期するほど、創作性が失われることを示す例であるといえよう。

このようにしてみると、CCH Canadian Ltd.判決が、例えば判決について、判決本文から抽出したヘッドノートを付加するなどしたとしても（6つのうちの(a)）、オリジナリティが認められないが故に著作権の目的とならないとし、他方で、注釈付きの法令(statute annotated)についてはこれを認めたという結論は、カナダ法が判例や法令についてCrown Copyrightを認めているという出発点の違いはあれ、日本法の運用とほぼ軌を一にしているといってよい。

しかしながら本稿の観点から興味深いのは、こうした結論はもとより、法律資料とりわけ判例法令といった一次資料について、その利用自体に公共の利益を見いだすという原告の立論である。

この観点からすると、実は、本件はやや特殊な事実関係に依拠している。すなわち、本件は、市民が一次資料を複写することで著作権を侵害したという争いではなく、弁護

士会組織の図書館が蔵書を複写したことが争われているのである。この点で、被告の主張は、自らが判例集等についての体系的なコレクションを有する図書館を維持しており、そこにおける弁護士や研究者といった法律家向けの複写サービスが、司法の適正な執行 (due administration of justice)、法の支配 (rule of law) の維持確保と結合していることに依拠しているのである。この点で、被告が主張する公共の利益 (public interest) は、必ずしも法律一次資料が広く国民・州民に公開されることを意味しているのではない。このことは、被告が、法律一次資料についての Crown Copyright を規定するカナダ著作権法自体の違憲を主張しないことにも典型的に示されている。また、被告が問題となったサービスを提供するための内部準則として1996年に定めた Access to the Law Policy は、Great Library のカタログを公開する範囲を “lawyers, articling students, the judiciary and other authorized researchers” に限定しており、1人につき1部の複写を認める理由としても、“research, review, private study and criticism, as well as use in court, tribunal, and government proceedings” を列挙しているのである。

なるほどこうした立場は、Great Library が公共図書館ではなく、弁護士会の図書館であることからすれば当然ではあるが、逆に、原告の反論を導くことになる。すなわち上述したように、原告は、被告の図書館が一般に公開された図書館ではないこと、また、被告図書館以外の方法での法へのアクセスが存在していることから、同サービスが排除されたとしても、司法の適正な執行や法の支配といった被告が主張する価値が減じられることはないとするのである。

ここで注意すべきは、被告の主張する「公共の利益」にいう「公共 (public)」と、原告が Great Library を公共図書館 (library open to the public) ではないという際の「公共 (public)」の意味が異なっているということである。

LSUC は Access to the Law Policy に先立ち、1994年に自らの役割を規定する “Role Statement” を制定しているが、それによれば、LSUC は、「オンタリオ州民が、高い水準の訓練、能力及び職業的行動様式を有する法律家によって奉仕されることを確保すること」をその目的の一つとしている。そして、Access to the Law Policy もこれを受けて、法律家に対する複写を位置づけている。換言すれば、被告の主張は、法資料とりわけ法一次資料が広く国民に公開されるべきとの主張ではないのみならず、図書館一般の役割について論じたものでもないのである。結局、ここで問題となっている公共性は、会員法律家が、Great Library の資料にアクセスすることによって、オンタリオ州に法律サービスを提供することに求められているといってよい。司法の適正な執行や、法の支配という原理は、少なくともこの主張の文脈においては、市民に対する LSUC の任務

と権限として理解されているものの、これをもって「市民の利益」としての法資料へのアクセスを導いてはいないのである。

そもそもLSUCは、1797年のオンタリオ議会制定法によって設置された弁護士会組織であるが、その後⁽²²⁾1840年には、オンタリオにおける判例集編纂にかかる権限を授権されおり、その後若干の法改正を経たものの、この権限は今日でも維持されている。⁽²³⁾そしてLSUCは、この権限に基づき、今日でもOntario Reportsという判例集をButterworths Canada社に刊行させ、かつ、会員に配布しており、そこには、LSUCの書面による許諾なしには複写を認めない旨を記載しているのである。

このようにしてみると、LSUCがとった立論の意味が明確となるようと思われる。すなわちLSUCの主張する「公共の利益」は、少なくとも本件の文脈においては、いわばギルド組織たる法律家組織としての権限と義務として理解できるものなのである。

これに対して、原告が公共図書館という場合想定されている「公共」は、明らかに法律家集団ではなく、一般市民である。このようにしてみると、原告と被告の主張は、自らの出版物の商業的価値を維持しようとする前者によって、むしろ広範な「公共」が語られるという、やや歪んだ状況にあるのである。

この点、判決は、LSUCの主張を全面的には認めないものの、一定の理解は示している。すなわち上述したように判決は、被告の憲法論を否定した上で、憲法上の争点を提起するには、「オンタリオ州を全体にわたって利用可能な図書館資源に不平等が存在し、よって訴訟当事者が効果的な代理を得ることができないこと」「被告あるいは同様のサービス提供者の複写サービスによる法情報へのアクセスの不平等を訴訟当事者の代理人が埋めることができないこと」を主張する可能性を指摘しているのであるが、これは換言すれば、LSUCの会員弁護士がGreat Libraryの複写サービスを利用することによって、依頼人たる市民に対して十分な法サービスを提供することが可能であり、逆にこれが封じられれば、依頼人の「司法へのアクセス」という権利が平等に保障されないために、憲法問題が生じるという立論なのである。そこでもやはり、LSUCの特別な地位が措定されている。またこうした判決の基本的態度は、「被告は、少なくともオンタリオ州においては、その司法の執行における役割に関して、また、そのGreat Libraryの司法の執行にかかる本質と貢献に関して、歴史的にみても現在の実務慣行からみても、間違いなくユニークな存在である。」とすることにもうかがえる。

もっとも判決は、LSUCが主張するようないわば「ギルド的特権論」に基づいて、事案を全面的に処理しているのではないことには、再度注意を要しよう。上述したように、判決は、原告の求めるインジャンクションのほとんどを否定する一方で、被告の「公共の利益」が原告の著作権より優先するという抗弁も否定している。すなわち判決は、問

題をライセンス料支払いに還元するというアプローチを示し、それによって、司法の適正な運営や法の支配が実現できなくなるという虞はないとしているのである。結局判決の立場は、LSUCのいう「公共性」の枠組みとその独特な地位は認めつつも、商業的な出版物にかかる著作権に伴う経済的利益全てを凌駕するほどのものではないと判断したと解することができよう。

4. Public Access to Legal Materials—おわりにかえて

以上、CCH Canadian Ltd.事件を検討した。結局そこでは、一見すると、「わがままな商業出版社」対「市民の側に立つ弁護士会」という図式が存在するよう見えるものの、実は、必ずしもそうではないことが理解されたのではないだろうか。これは、皮肉なことに、原告出版者側が、Great Library が“library open to the public”ではないと指摘することに、特徴的に示されている。

しかしながら他方で、法資料、とりわけ法一次資料を日常的に必要とし、また、これを活用することで市民の憲法上の利益を確保することが法律家の役割であることは軽視されるべきではない。ある論者が、「今日の法資料市場を考えるならば、第一次的な⁽⁴⁾publicとは、弁護士、研究者、法学徒及び公務員からなると、直ちに思いつけ」とするのは、あくまで現象面からの記述であるが、十分に首肯できるところである。とりわけ、判例法主義を採用する法域では、個別具体的な事案に対する判決から「法」を導かねばならないが、その作業は、かなりに高度な法的なトレーニングを受けた者によってのみ可能であることは否定できないから、LSUCが主張するように、LSUCの会員による法サービスが憲法的価値を擁護するということもまた、否定できない事実なのである。

問題は、LSUCの立論が、市民そのものの「公共の利益」を直接保護する形で展開されているのではなく、あくまでLSUCの活動によって間接的に保護するという構造になっている点にある。

こうした点からみると、次のような近時の動向等に十分に注視することが必要であろうと思われる。

第1に、インターネット、とりわけWorld Wide Webの発達により、カナダを含む各法域では、政府による直接の法情報提供が促進されつつある。ただし、カナダにおいては、上述したようなCrown Copyrightの存在もあって、こうした流れはまだ発展途上の段階にある。こうした中で注目されるのが、カナダの弁護士会連合会であるFederation of Law Societies of Canadaがモントリオール大学のLexUMの技術的サポートにより行っている、Canadian Legal Information Institute (CanLII) プロジェク

⁽²⁾トである。このプロジェクトは、従来より、例えば連邦政府が行ってきた連邦議会法のwww上の公開等をさらに進め、全カナダについての法情報のポータルサイト確立を目指すものである。ここでは、その性格上、一般市民を含めた“public”が対象として予定されている。しかしながら、発展途上であることもあって、CanLIIに含まれる情報が網羅的ではないことや、確かに「生の」判例が取得できるとしても、逆に「市民」までを利用者に措定するが故に、果たしてそれが「何が法であるか」を市民レベルに伝えることに十分であるのかについては、なお問題が残るところである。

この点、wwwを利用した法情報提供は、結局「法律家」向けのものにすぎないと批判が生じることは免れないところである。この批判は、当然のことながら、LSUCが主張するような立論が実際的な意味を有するものであって、CanLIIのようなアプローチは、限られた資源の浪費であって、結局、市民の利益につながらないという段階にまで達しよう。⁽²⁾

ただ私見によれば、このようなタイプの批判は、議論のすり替えの危険性がある。すなわち、この問題は本来的には、法サービスへのアクセスをどう確保するかの問題であって、法資料あるいは法情報へのアクセスをどう確保するかとは次元を異にするものである。この両者は、法の支配原理の下での権利保障のためには、いずれも欠くことができないのであって、共に追求されねばならない。その意味では、法律援助 (legal aid) の拡充が極めて重要な意味をもつが、これをもって、LSUC型の法資料に関する「公共」立論を維持することを正当化するのは、やや本末転倒の観を免れないであろう。

第2は、商業的な法資料の価値である。CCH Canadian Ltd事件では、注釈付き法令集や、教科書については出版社の著作権が認められている。実際のところ、判例法主義の下での制定法は、本来的に体系性が低いものであるから、注釈付き (annotated) で参照しない限り実質的な意味を確定することは極めて困難である。また、判例についても、Shepard'sに代表されるCitatorなしに、その意味を理解することは極めて困難である。こうしたものについては、CCH Canadian Ltd判決に照らせば著作物性を認めることができようがー現実にCCH Canadian Ltd判決は前者についてこれを認めたー、その場合の利用形態等については、なお問題が残ることになる。

この点、合衆国においては、LEXISやWestLawでしか利用できないunpublished opinionへの存在が経済的弱者による法へのアクセスを阻むものとして問題になっているが、同様の問題は、著作権によって保護されている商業的な法情報一般について存在するものである。もとより、制定法の解釈や、判例の相互関係評価等について、裁判所自身が判決中に示すものとは別に自らこれを行うことは、裁判所が果たすべき役割との関係で重大な問題を生ぜしめるものであるから、商業的な法情報の存在は原理的に極め

て重要である。これを、いわば反公共的なものとして断罪するかのごとき立論は決して妥当ではない。従って、ここで問題となるのは、こうした商業的法情報の利用コストをどのように負担することが、合理的な配分であるのかということであろう。この点、*CCH Canadian Ltd* 判決は、出版者自身によるライセンスの存在を肯定的に評価しているが、なお、1つの法域における法資料へのアクセス・システム全体の中で検討を続けることが必要であろう。

- (1) この点については、佐藤信行「アメリカ合衆国連邦控訴裁判所における『公式に刊行されていない判決』と『引用禁止ルール』—*Anastasoff v. United States*にみる違憲論—」釧路公立大学紀要社会科学研究13号（2001年）27頁参照。
- (2) *Copyright Act*, R.S.C. 1985, c. C-42 as amended by R.S.C. 1985, c. 10(1st Supp.); c. 1 (3rd Supp.); c. 41 (3rd Supp.); c. 10 (4th Supp.); S.C. 1988, c. 65 ; 1990, c. 37 ; 1992, c. 1 ; 1993, c. 15 ; c. 23; c.44 ; 1994, c. 47 ; 1995, c. 1 ; 1997, c. 24; c. 36 ; 1999, c. 2, s. 12.
- (3) 同法第12条は次のように規定する。“Without prejudice to any rights or privileges of the Crown, where any work is, or has been, prepared or published by or under the direction or control of Her Majesty or any government department, the copyright in the work shall, subject to any agreement with the author, belong to Her Majesty and in that case shall continue for the remainder of the calendar year of the first publication of the work and for a period of fifty years following the end of that calendar year.”
- (4) たとえば、T. SCASSA, “The Best Things in Law are Free? : Toward Quality Free Public Access to Primary Legal Materials in Canada”, 23 Dalhousie L.J.301 (2000); J.FREMONT, “Normative State Information, Democracy and Crown Copyright”, 11 I.P.J. 19(1996); W.T.STANBURY, “Aspects of Public Policy Regarding Crown Copyright in the Digital Age”, 10 I.P.J.131(1996)等を参照。
- (5) P.C.1996-1995, Decmeber 19, 1996, SL/97-5.
- (6) See T.SCASSA *supra* note 4 at 323.
- (7) [1999] 179 D.L.R. (4th) 609. 以下「*CCH Canadian Ltd.*」という。なお、現在カナダでは、判決のデジタル公表の進化に伴い、そのピインポイント引用のために、

頁番号ではなくパラグラフ番号を用いることが一般化しつつあるが、事実審理部の判決はD.L.R.によって照合されることが多いと思われるので、この論文では、判決文の翻訳冒頭に [paragraph number] を示し、注でD.L.R.(4th)の頁数を示すことにとする。

- (8) Access to the Law Policyは、*CCH Canadian Ltd.* at 619に全文が引用されている。
- (9) (a)について*CCH Canadian Ltd.* at 676. なおカナダ著作権法第5条(1)で、“Subject to this Act, copyright shall subsist in Canada, for the term hereinafter mentioned, in every *original* literary, dramatic, musical and artistic work if any one of the following conditions is met”（斜体強調著者）と規定するが、このことが、判決の理由の中心論点を構成している。
- (10) *CCH Canadian Ltd.* at 677.
- (11) *Ibid.* at 654-655.
- (12) *Ibid.* at 660-662.
- (13) *Canadian Charter of Rights and Freedoms*, being Part I of the *Constitution Act*, 1982, Schedule B, *Canada Act* 1982, 1982, c. 11 (U.K.) [R.S.C., 1985, Appendix II, No. 44]
- (14) *CCH Canadian Ltd.* at 659-660.
- (15) *Ibid.* at 685-686.
- (16) *Ibid.* at 690-691.
- (17) *Ibid.* at 691-692.
- (18) 1970（昭和45）年法律48号。
- (19) 東京高判1995（平成7）年5月16日知財裁集27巻2号285頁。
- (20) 著作権法第1条1号。
- (21) *Role Statement*, adopted by Convocation, October 27, 1994.
- (22) *An Act for the better regulating the Practice of Law*, 37 Geo. 3 (1797), c. 13 (U.C.)
- (23) *Law Society Act*, S.O. 1998,c-21 s.60(0.1).
- (24) なお、同社はこの訴訟の原告には加わっていない。
- (25) T.SCASSA *supra* note 4 at 323-324.
- (26) <http://www.lexum.umontreal.ca/> (last visited on September 25, 2001).
- (27) <http://www.canlii.org/> (last visited on Septemebr 25, 2001).
- (28) 別のプロジェクトであるVirtual Law Library for Canadaに対する批判を紹介するものとして、See T.SCASSA *supra* note 4 at 331.

(29) *Anastasoff v. United States*, 223 F.3d 898 (2000) では、まさにこの点も争点の一つであった。